

令和6～8年度生活保護受給者の健康管理支援事業に係る労働者派遣業務仕様書

1. 業務名称 令和6～8年度生活保護受給者の健康管理支援事業に係る労働者派遣業務

2. 業務内容

生活保護受給者の生活習慣病の予防、重症化予防のため、神戸市生活保護医療扶助関連事業実施計画（データヘルス計画）にて位置付けた次に掲げる健康管理支援事業に関する業務を行う労働者（健康相談員）を派遣する。

(1) 生活保護受給者の健康管理支援に関する業務

①神戸市健康診査の受診勧奨、受診券の随時発行

- ・保護課が提供する健診受診勧奨対象者リスト兼受診券発行簿を管理・更新する。
- ・健診重点勧奨対象者に対し受診勧奨を行う。
- ・受診希望者に対して受診券の新規発行および再発行を行う。
- ・受診券について健診実施機関からの問い合わせの対応

②医療機関受診勧奨(通院同行を含む)、継続受診支援

- ・健診結果から支援を要する者、レセプトデータ等から治療中断の疑いがあるものとしてくらし支援課が抽出した者、福祉事務所にて医療機関受診を要すると認められる者に対して、医療機関受診勧奨、療養状況の確認、継続受診支援、医療機関連携等を行う。
- ・医療機関受診勧奨を行った場合、医療機関受診勧奨対象者リストへ対応結果を記録する。

③健康相談の受付、助言、指導（訪問活動、通院同行を含む）

- ・健康管理に関する課題について、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、指導を行う。
- ・生活習慣病重症化予防対象者リストや健診結果、ケースワーカーからの相談、レセプト情報やその他の情報に基づき、ケースワーカーや関係機関と連携して健康相談を行う。
- ・頻回受診、重複受診など、受診行動に問題がある被保護者に対して、ケースワーカーが指導する際に側面的支援を行う。
- ・健康相談内容について支援記録を作成する。

④連絡調整

生活保護受給者の健康管理支援について区役所・支所内の各担当部署、医療機関、保健指導事業者等の関係機関と必要な連絡調整を行う。

⑤情報提供

生活保護受給者の健康管理支援、適正な医療給付に関することについて、生活支援課職員への情報提供、助言を行う。

⑥記録作成

健康管理支援記録を作成する。

(2) 報告業務

- ・くらし支援課の指定する様式で指揮命令者に対して、活動実績等報告を毎月行う。
- ・活動実績報告以外の実施報告は、くらし支援課が別途指定する時期に行う。

(3) その他、適正な医療扶助給付に付随する業務

3. 派遣期間及び派遣条件

(1) 派遣期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

(2) 派遣条件

健康相談員の定数は10人

- ア 健康相談員は保健医療福祉に関する専門知識を有する保健師、看護師、准看護師の有資格者であり、保健、医療、福祉の分野における業務に3年以上従事経験のある者またはそれと同等の知見があると認められる者。
- イ 基本的なパソコン操作ができる事。
- ウ コミュニケーション能力があり、面談による対応のスキルを身につけている事。
- エ 原則として、契約期間中継続して勤務ができる者。

4. 勤務条件

(1) 勤務日

週5日（土日祝祭日、及び12月29日～1月3日を除く）

(2) 勤務時間

午前8時45分～午後5時30分（休憩1時間）

(3) 比較対象労働者の待遇に関する情報

別添情報提供資料のとおり。

5. 派遣人数及び業務場所

東灘区役所・灘区役所・中央区役所・兵庫区役所・北区役所・長田区役所・須磨区役所・垂水区役所・西区役所の生活支援課及び北須磨支所保健福祉課に1名ずつ配置。北神区役所については北区役所に配置された健康相談員が定期的に出務する。

6. 秘密の保持

派遣元事業者及び派遣労働者は業務上知り得た秘密は一切他に漏らしてはならない。
神戸市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

掲載 URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

7. 派遣労働者の待遇

- (1) 派遣元事業者においては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号、以下「労働者派遣法」)・最低賃金法(昭和34年法律第137号)・労働基準法(昭和22年法律第49号)、その他の法令(条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。)を遵守しなければならない。
- (2) 本市は、派遣元事業者が上記(1)の一に違反する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。また、本市は派遣元事業者に対して、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

8. 特記事項

- (1) 本業務で取扱う個人情報は守秘義務がある。なお、業務履行後及び業務から退いた後も同様とする。また、個人情報を含む書類等の紛失がないよう万全を期すこと。
- (2) 生活保護受給者に対する健康管理支援事業については、厚生労働省、神戸市福祉局くらし支援課のホームページ等により詳細を把握すること。
- (3) 契約を行う事業所については、厚生労働省による一般労働者派遣事業の許可を得ていること。